



発行：日本共産党浦安市議会議員 ☎&FAX 047-350-1243
美勢麻里 北栄 2-3-16-203 047-354-9269 m5mise@jcom.home.ne.jp

後期高齢者 医療保険

低所得者への保険料軽減廃止！

75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度の保険料の自己負担を軽減する特例措置が、今年10月から廃止されようとしています。3月議会の教育民生常任委員会・2019年度予算審査にて日本共産党が質疑した内容を報告します。

2.3倍の負担増に！

後期高齢者医療制度の保険料は年金の収入額に応じて決められますが、このうち、年金の収入が年間168万円以下については、保険料を最大で9割軽減する特例措置が実施されています。

国は今年10月に予定されている消費税率の引き上げで、低所得の高齢者に給付金が支給されるとして、特例措置を段階的に廃止するとしています。

現在、年金収入が年額80万円以下は保険料の自己負担について平均月額380円、年額168万円以下は平均月額570円となっています。

特例措置が廃止されると、いずれも月額で1140円に跳ね上がるようになります。

影響把握不可欠！ 支援金が相殺に！

教育民生常任委員会にて、特例措置が廃止されることで市民への影響について質したところ、市は「広域連合のため把握していな

い」「低所得者には年金生活者支援給付金が国から支給され相殺される」などと、市民の負担増に背を向ける答弁が繰り返されました。

年金収入	保険料自己負担平均月額	特例措置廃止
年額80万円以下	380円	1,140円
年額80万円超168万円以下	570円	1,140円

保険料納付期間10年 月1250円支給！

特例措置廃止の理由について、国は消費税増税の際に低所得者には年金生活者支援給付金が支給され、影響が小さいためだとしています。

ところが、年金生活者支援給付金は基礎年金の納付期間に応じた少なくなりす。

高齢者への給付金(老齢年金生活者支援給付金)

国民年金保険料納付済期間	保険料全額免除期間	給付金額(月額)	老齢基礎年金(月額)	老齢基礎年金+給付金額(月額)
40年	0月	5,000円	+ 65,000円	= 70,000円
20年	0月	2,500円	+ 32,500円	= 35,000円
10年	0月	1,250円	+ 16,250円	= 17,500円

国民年金保険料の納付期間が40年では月額5千円の上乗せ、20年では2500円、10年では1250円程度と、消費税増税で吹き飛んでしまう低水準です。後期高齢者医療制度の窓口負担は、1割から2割へ引き上げることも計画されています。消費税率10%増税前から食品などの価格上昇が始まっています。税・社会保険料の負担増は市民の暮らしに深刻な打撃を与えることは明白です。